



香労発基 0806 第 2 号

令和 7 年 8 月 6 日

香川地方最低賃金審議会

会長 籠池 信宏 殿

香川労働局長

友住 弘一郎

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 14 日付けをもって申出者川崎重工労働組合坂出支部執行委員長 中塚隆明、JAMマキタ労働組合執行委員長 朝國智之 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。